

## ～景観保全型広告整備地区の概要～

### 《景観保全型広告整備地区とは》

良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などにおいて、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に知事が指定する地域です。

### 《地区で定める基本方針等》

#### 基本方針

知事は景観保全型広告整備地区を指定するにあたり、広告物等の表示等に関する基本方針を定め、その地区で目指すべき広告景観のあり方を示します。

#### 広告物等の表示の方法に関する事項

地区を管轄する市町村長は、具体的な広告物等の誘導基準として、知事の定めた基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠等の表示方法に関する事項を定めます。

### 《地区内での広告物等の掲出》

地区内で広告物等を掲出しようとするときは、知事の定める「基本方針」及び市町村長の定める「広告物等の表示の方法に関する事項」に適合するように努めなければなりません。

また、禁止・許可の適用除外となる一定規模以下の自家用広告物等についても届出が必要となり、届出の際、市町村は必要な助言勧告ができます。